

【高知県公安委員会からのお知らせ】

警備員指導教育責任者講習(2号警備業務)

新規・追加取得講習の実施について

(お知らせ)

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施します。

記

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和8年8月25日(火)から同年9月2日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

令和8年8月31日(月)から同年9月2日(水)までの3日間

(3) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込時において次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検

定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 事前申込期間

令和8年7月21日(火)及び22日(水)の2日間

(2) 受講希望の事前申込みの方法

ア 講習の受講希望者は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル。以下「警備業協会」という。)で交付する「警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)」により事前申込みを行う必要があります。

イ 申込書の受付は、警備業協会に設置するFAX

FAX番号 088-871-4760

によって行います。

ウ 申込書で申込みできるのは1枚につき1名とし、1回の送信で受け付ける枚数は1枚のみとします(一度に2枚以上送信してきた場合は、1枚目のみ有効とし、2枚目以降は無効となりますので注意してください。)

エ 申込みのできる時間は、午前9時から午後4時までの間とします。

受信時間の確認は、申込書の受付に使用するFAXの表示時間によって行い、時間外に受信した申込書は無効となりますので注意してください。

5 受講予定者の確定方法

(1) 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とし、講習の受講定員に達した時点で申込みを締め切ります。

(2) 受講予定者に確定した受講希望者には、

令和8年7月23日(木)

に、警備業協会から確定通知を行います。

FAX送信後、警備業協会からの確定通知がない場合は、定員外となります。

(3) 確定通知を受けた受講希望者は、警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

6 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた方は、次により受講申込手続を行ってください。

(1) 受講申込書の提出期間

ア e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp>) を利用する方法により提出する場合

令和8年7月27日(月)午前9時から同月29日(水)午後4時までの間

イ 直接提出する場合

令和8年7月27日(月)から同月29日(水)までの午前9時から午後4時までの間

(午後零時から午後1時までの間を除く。)

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることは無効となりますので注意してください。

(2) 受講申込書の提出先

高知県内に住所を有する方にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する方にあつては高知県内の最寄りの警察署とします。

(3) 提出書類

ア 受講申込書 1通

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は不要とします。

イ 添付書類

3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は不要とします。

(ア) 3(1)アに該当する者

2号業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書。

(イ) 3(1)イに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

(4) 提出方法

講習を受講しようとする方が直接行ってください。

郵送又は代理人による提出は認めません。

7 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受けようとする方は、受講手数料として

新規取得講習にあつては**38,000円**

追加取得講習にあつては**14,000円**

の額に相当する高知県収入証紙を、受講申込書の提出時に納付する必要があります。

なお、納付された受講手数料は返還しません。

8 講習の委託

この講習は、警備業協会に委託して実施します。

9 講習に関する問合せ先

警備業協会（電話番号088－824－3404）

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当係

（電話番号088－826－0110 内線3024）

県下各警察署の警備業担当係

※ 受講希望申込書は、県下各警察署又は警備業協会から入手するか、このホームページに添付している様式を取り出して使用してください。